

令和2年5月7日

保護者の皆様へ

中井町教育委員会教育長
中井町立中村小学校長

緊急事態宣言に伴う臨時休業の延長について（お知らせ）

新緑の候、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業の対応について、深いご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、国が5月4日（月）に緊急事態宣言を5月31日（日）までに延長することを決めたことを受け、神奈川県教育委員会は、5月5日（火）に県立学校の臨時休業期間を5月31日（日）まで延長することを決めました。

本町の小・中学校においては、国や県の臨時休業延長の要請を受け、県立学校と同様に下記のとおり5月31日（日）まで臨時休業期間を延長する措置を決めました。

なお、引き続き、臨時休業期間においては、原則、外出をさけ、自宅で過ごすこととなります。また、教育活動の再開等については、国や県の要請をふまえ、決まりしだい、まちコミメール、電話、学校のホームページにて速やかにお知らせします。（国や県内の状況に応じて、今後の対応が変更になることもあります。）

記

1 臨時休業期間の延長

○小・中学校 5月11日（月）から5月31日（日）まで

2 休業期間中の家庭生活において次のことをお願いします。

○学校より提示された学習課題を行うなど、家庭学習に取り組む。

○読書に励む。

○広報「なかい」4月号に掲載している「マスクの作り方」等を参考に、マスクを作る。

○毎日、熱を測り、発熱（37.5℃以上）、咳などが無いことを確認する。

○発熱（37.5℃以上）、咳などの体調不良のときは、「帰国者・接触者相談センター」に相談のうえ、医療機関を受診する。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しており、詳しくは次のURLでご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- 発熱、咳で医療機関を受診した場合、学校に次の内容を電話連絡する。
 - ・症状や症状が出始めた日
 - ・受診した医療機関や受診日
 - ・診断名
- 免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がける。
- 人ごみを避け、手洗い、うがいの励行をはじめ、マスクを着用するなどの咳エチケット等の感染予防を徹底する。

3 その他

- 平日（9時～16時）の電話相談に応じていきます。
- 5月7日（木）に予定していた提出物の提出については、改めて学校からまちコミメール、電話、ホームページで指示します。
- 臨時休業に伴う学習時間の確保については、教育活動再開後、夏季休業等の短縮を含め、必要な措置を講じていきます。
- 5月分の給食費は徴収しません。

【問合せ先】

中村小学校 教頭

電話 0465-81-1116